

会長の辞任に際して

1. はじめに

私は、平成20年に全建会長に任ぜられて以来、4期8年という長い任期を経て、去る6月28日の総会において辞任させていただきました。

この間、全建の活動の活性化と会員の確保を目標として努力して参りましたが思うような結果にならず、会員みなさまに深くお詫び申し上げる次第です。

辞任に際し、私なりの反省や考えの一端を、会員みなさまの参考になることもあるかと思い、厚かましく書き記した次第です。

2. 全建活動の発展と消長

実は私は今次大戦前の生まれですので、かなりの部分は読書や父親からの耳学問とは言え、現代の戦後新憲法下で公務員生活を送られている現役の会員みなさまとはいささか違う時代を少しは経験しています。

現役のみなさまは、国の公務員ならば国家公務員法により、地方公務員ならば地方自治法と地方公務員法により一定の法的枠組の下にあり、戦前のような文官優位で中央集権主義時代の公務員技術者が不合理なシステムの下に置かれるという体験がないので、公務員技術者の冷遇というのは、歴史的な話としてしか想像できないと思います。

戦前の旧憲法時代では、行政の業務というのは文官がやるもので技術者というのは一種の専門職、職人職として行政官の補助的地位に置かれていました。それは考えとしては明治時代のお雇い外人技術者と同じもので、行政組織内における地位は低く、災害とか戦争とかの非常時には重宝される存在でした。

しかしながら、日本の興隆期にあっては、鉄道、通信、電力、道路、河川、港湾など多くの分野で

技術及び技術者の重要性が認識され、公務員技術者の自覚も高まり、技術者を法文系文官と同等に公平に処遇せよという処遇改善運動の機運が高まってきました。そのようなタイミングで不幸にも我が国は戦争に突入し、内輪の運動どころではなくなり、技術者運動は頓挫し敗戦に到りました。

終戦の翌年という昭和21年（1946）12月に全日本建設技術協会（全建）が結成されます。それは戦争で中断されていた運動の流れを継ぐもので、主として建設系官庁技術者の運動でした。

初代の全建委員長は兼岩伝一という内務省土木局の建設技術者でしたが、全建をつくるとともに昭和22年4月の第一回参議院選挙に全国区で当選し、おりから昭和22年12月の内務省解体に際し、内務省土木局を母体として技術者が主役となる“建設省”の設置に努力し、ついに昭和23年8月に技術公務員が事務次官になれる建設省の設置を見たのです。

地方公務員制度については、知事以下の幹部人事を含めた内務省の支配システムが崩壊し、昭和22年の地方自治法の施行により、地方自治への国の権限が弱められ、各都道府県に土木部が設けられ、全建の運動もあって建設技術者の登用が進んだのです。

敗戦後の戦災復興と食糧増産のための国土開発、さらにその後の経済成長期のインフラ整備の時代を経て、建設分野の業務は官民を問わず拡大し、それとともに全建の会員数も増加し、平成9年には10万人を超えるまでになりましたが、その後の公務員の削減や公共事業の縮小のあおりなども受け、残念ながら現在では6万人近くに減少しています。



3. 連携と交流の重要性

全建活動において、全国の会員との相互交流を維持する限られた手段が、機関誌である月刊「建設」の会員への配布と、参加人員は限定されているが全建の技術講習会への参加です。

ところで近年の公務員技術者をとりまく状況で著しく変化したのが、国の職員と地方自治体の職員との関係です。

かつて、特に民主党政権時代に国と地方との関係の希薄化が進められ、補助事業における国による地方自治体事業への関与の度合いが弱められました。その結果として国の職員と地方自治体の職員との討議、助言と反論というような意見交換の機会が大幅に減少しました。

地方自治というのは、地域のことは地域の住民や地方自治体が主体的に判断するという理念でしょうが、権限関係はともかく、技術的分野のことは自然科学の法則と技術的合理性が基本的です。

技術分野における普遍的現象とそれに基づく普遍的法則、さらにそれに対応する技術的方法論というのは地域特性による細部のバリエーションはともかく一般的には共通しているのです。

従って、建設技術者たるもの自分の地域ばかりでなく周辺で何が起きているか、他地域、他地方そして国全体としてはどういう技術的考え方をしているかという見聞と知識を広める努力は欠かせないのです。

言い換えると技術者たるもの広く情報を集め学習することが欠かせません。

従って、それぞれの地域の技術者といえども、逆に中央の技術者といえどもそれぞれの部署にとどまっているのではなく、技術者が広く相互に交流し、情報交換し、他者の経験や失敗を我が事とする努力が必要なのです。

そして新しい発見と理解があればそれを広く広め、普遍的な価値観として共有することが重要なのです。

近年の地方自治と地域主義の強調は総論としては大いに結構なことです、それが科学技術的分野にまでおよぶと“鎖国主義”みたいな偏狭な独善に陥りかねないのです。

4. 今後の全建活動の方向

今年、平成28年は昭和21年に全建が創設されて70年を迎えます。人間で言えば古稀と言うことです。全建設立当時の公務員技術者をとりまく社会環境と現在のそれとは著しく異なります。新しい時代にはその時代と将来を見据えた目標があるべきでしょう。

前節で技術者の「連携と交流」ということを強調しましたが、今回の総会で定款改正を行い全建の目的に新しく付け加えました。

人々の価値観が多様化する21世紀は、建設技術公務員の仕事の方向自体が難しい選択を迫られる時代になりそうですが、その中でもやはり行政の基本は、国民、市民の生活の向上と安全安心の確保でしょう。そしてその一役を担う建設技術公務員の信条は公共事業における公共性、公益性の確保であると思います。

近年、経済的効率性が重視され、多くの行政分野に民間企業的な考え方の導入が図られていますが、時として度が過ぎた効率追及は公共性や公平性を軽んじることになりかねません。

どうか、全建の会員諸氏におかれましては、新会長のリーダーシップのもと、次の時代の建設技術公務員像を確立して、全建を活気のある団体としてくださるようお願いする次第です。